

平成25年 第6回

木古内町議会臨時会会議録

平成25年10月10日 開会

平成25年10月10日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成25年10月10日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第6号）	3
閉会の宣告	8
会議録署名議員の署名	9

平成25年10月10日(木)第1号

- 開会日時 平成25年10月10日(木曜日)午後 1時33分
○ 閉会日時 平成25年10月10日(木曜日)午後 1時56分
-

・出席議員(10名)

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
会計管理者	大瀬政廣
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤広生

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第6回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計会計補正予算（第6号）	25.10.10	原案可決

平成25年 第6回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成25年10月10日(木)

午後1時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

(午後1時33分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第6回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
8番 新井田昭男さん、9番 東出洋一さん、以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由をご説明申し上げます。
歳入歳出予算の総額に、2億8,556万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億591万9,000円とするものです。

補正の主な内容は、第4表地方債補正は、町民プール改築にかかる体育施設改修事業債の追加及び林業専用道大平栗山支線復旧工事にかかる林業施設災害復旧事業債の追加です。

第5表繰越明許費は、町民プール改修事業の事業期間が2か年となることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

2款 総務費は、この度の補正財源の剰余分を、財政調整基金へ積立するものです。

10款 教育費は、木古内中学校の第19回日本管楽合奏コンテスト参加費用、木古内バレーボール少年団の北海道スポーツ少年団バレーボール大会参加費用及び町民プール改修事業費の補正です。

11款 災害復旧費は、一般財源を地方債に財源振替する補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいま上程されました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第4表地方債補正は、町民プール改修事業の財源として体育施設改修事業債 1億1,290万円と、林業専用道大平栗山支線復旧工事について、当初は財源を全額一般財源としておりましたが、一部起債充当が可能となったことから林業施設災害復旧事業債 240万円を追加するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第5表繰越明許費につきましては、この度の町民プール改修事業は、工事期間が2か年に及ぶことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。10ページです。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 34万3,000円の追加は、この度の補正財源の剰余分を、財政調整基金へ積み立てるものです。

続きまして、11ページです。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 176万1,000円の追加は、議案説明資料 資料番号1の1ページをご参照願います。木古内中学校吹奏楽部が9月28日、29日に行われた第19回日本管楽合奏コンテストのテープ審査を通過し、11月9日に東京都で開催される本大会に出場するための費用でございます。

次に、12ページです。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 29万6,000円の追加は、議案説明資料 資料番号1の2ページを参照ください。木古内バレーボール少年団が9月28日に行われた渡島管内スポーツ少年団交流大会において優勝し、11月22日から芦別市で開催される第11回北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会に出場するための費用です。2目 保健体育施設費、12節 役員費 10万2,000円、13節 委託料 270万円、15節 工事請負費 2億8,036万円、合わせて2億8,316万2,000円の追加は、町民プール改修事業のための費用でございます。

続きまして、13ページです。

11款 災害復旧費、2項 農林水産業施設災害復旧費、1目 林業施設災害復旧費は、林業専用道大平栗山支線復旧工事につきまして、当初は事業費全額を一般財源で措置しておりま

したが、この度、林業施設災害復旧事業債の対象となったことから財源振り替えをするもの
でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページです。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、5節 公共施設損害補償保険金 1億7,026万2,000
円の追加をお願いします。町民プール損壊に伴う補償金収入でございます。

続きまして、9ページです。

20款 町債、1項 町債、5目 教育債、1節 体育施設改修事業債 1億1,290万円は、町
民プール改修にかかる体育施設改修事業債の追加でございます。

6目 災害復旧債、1節 林業施設災害復旧事業債 240万円は、林業専用道大平栗山支線
復旧工事にかかる林業施設災害復旧事業債の追加でございます。

説明は以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 大変、町民プールにつきましては2か年、子ども達が知内の施設を利用
しての、ようやく工事の運びになったわけであります。

先日開催された総務・経済常任委員会の中で、教育委員会のほうから改築に伴う工程を含
めた説明をいただきました。ただ、町長、残念なのは昨年、委員会の中でいろんな議論を経
て「温水プールにしましょう」ということで決めました。そして、「4か月間利用できる木古
内町の施設です」という試行を含めて4か月間、6月から9月までというそれが、先般の委員
会の中での説明の中で、いろいろな諸々のいろんな事情があったということを経験云々とい
う部分もございまして、いろいろなことがありまして、実施設計等の遅れ等から8月・9月と2
か月しか使用できない。この部分については、いろんな議論の中で「努めて早くオープンに
こぎ着けるよう努力します」ということだったのですけれども、その部分と当初の計画通り
に進んでいけば、いま国のほうで提示している消費増税の部分も特別措置の中で、「税の負
担も軽減できたのではないか」という部分もあるわけでありまして、その辺の認識を含めて
町長とすればどのくらい財源的に税の部分で増えるとそういう認識を持っているかどうかと
いうことについてまずお答え願いたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねにありますように、町民プールのオープンの日が2か月程度
延びるという計画に変わっております。このことにつきまして、委員会等でご説明を申し上
げているかと思いますが、保険金の査定に大変時間がかかっているということなどもその要
因にあるわけですが、要因は要因として私どもが当初予定していた時期にオープンができな
いということにつきましては、大変申し訳なく心から反省をしているところでございます。

このことによりまして、消費税の改正に直接ぶつかってくるわけございまして、現在の
5%から8%という消費税の工事になってくるかと思っております。この金額につきましては、また
担当のほうからご説明をいたしますが、こういう反省点は反省点として深くお詫びをするわ
けでございますが、これまで道の共済の担当者といろいろ詰める中で、これまでは水槽につ
いてなかなか理解をしてもらえなかったのがいま少し前進をしておりますので、保険金の増

額ということを目指して今後も対応をしていくということにしておりますので、マイナスの部分についてはお詫びをし、また今後については増額になる分について努力をしていくところのような考えでおります。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 消費税につきましては、工事費ごとに細部に渡っては計算をしてございませんが、きょうお示ししました補正予算額からいきますと3%増えるわけですから、約3億として840万円とこういうふうな認識をしております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 先般の委員会でもこの遅れた要因というのは、いろんな要因が保険金あるいは構造、鉄骨から木に建て方を変更したとかいろいろな要因があつてなったわけですから、いまの時点では消費増税の部分を撤回すると言つてもこれは無理な話しです。町長が言われたように、ただ、増税になる部分を丸々町が負担ということではなく、今後の保険金の上積み等の中で少しでもカバーをしたいというそれはそれでいいわけです。自分がいまあれしたのは、今目的に補正もきょうになったわけですし、これは消費増税の部分は致し方ないというような理解もするわけです。

ただやっぱり、何度か子ども達の遠征費のこれについてやっぱり改善をすべきだろうというのが再々、前回の臨時会の中でも提言をしてきたところでありまして、ただこのことは年度途中での変更というのは前に交付している部分との差が出るからということで、今回も同様の7割ということの計上でありますけれども、やはり行政のメリハリと言いますか、そういうことからしますとその部分も含めてどうすれば改善できるかという部分をもう少しやっぱり研究をしてもいいのではないかと。別に、消費増税で増える800万円と比較するわけではないのですけれども、800万円はやむを得ない。子ども達の7割はもったいないみたいな言い方になってしまうのですよね。やっぱり、その辺も含めて全体的な何かやっぱりいま町の財政が豊かになったからこういうことなのかなというふうにも捉えかねないのですよね。私はやっぱり言いたいのは、プールのいまの消費増税よりやっぱり子ども達のいろんな遠征に対する補助の見直しをやっぱり年度途中でも、そうしたら今年度執行した部分をどうするか議論も含めて早くやっぱり改善すべきだろうという部分を思うのです。その辺についての答弁を求めます。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねの通り、メリハリという言葉が適切かどうかはわかりませんが、行政として必要なところには予算をしっかりと用意する。そしてまた、優先順位等も考えながら進めていくということは極めて大事なことだというふうに理解をしております。

また一方で、行政としましては公平性というのも考えていかなければならない。こういったことで、今回につきまして前回のお尋ねにもお答えしています通り、今回につきましては見直しを行いません。新年度に向けてしっかりとした態勢を取っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) この度の補正の中で、雑入で今回見ましたね。公共施設損害補償保険

金1億7,026万2,000円、これは確定したのでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいまのご質問につきましては、過日の委員会でもご説明を申し上げましたけれども、まだ最終的に確定はしてございません。担当課のほうからは、確定までは1か月かかるというようなことでお答えをしております。その中で、この予算計上の額ですけれども、これにつきましては事業費が確定しまして、それに対して起債の申請を行っております。この起債額を差し引いた残りにつきましては、全額保険金を充当したという考え方でございます。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) わかりました。ただ、こういう予算の組み方であれば私はもっと早くできたろうと。町長が先ほど、保険金の額がと言っていましたよね。過日の常任委員会では、保険金の査定は今回の遅れた分には全く関係ありませんという答弁を担当のほうからいただいているのです。だから私は、「ああ」と。であれば、もっと早く作業を進めれば何とかあったのではないのかなと。ということは、同僚議員も言っていましたけれども、仮に9月30日までに作業を進めていけば簡単に言うと3%、900万円弱の消費税がこれは助かったのではないのかなという部分があるのですよね。やっぱり、作業を早く進めるということに関しては、私はわからないわけではないのです。保険金はたしていくらでるのかなという部分もあったかと思うのですよね。ただ、同僚議員も言っていたように6・7・8・9月と。子ども達も随分楽しみにしていたという部分もあるのですよね。ですから、その部分に関しては何か作業そのものが、あるいは担当のほうと財政のほうとのもう少し連携を密にすると言いますか、そうすると9月30日辺りまでには間に合ったのではないのかなとそんなふうにも思っているのです。確定しなくてもある意味では財源の振替をするような手立てもできたはずだなど思いながら私はいるのです。その辺はこれからまた何かあるかもしれません。いろんな事業展開の中で。その辺は今回のことを少し反省していただいて、取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) それでは質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第6回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦労様ございました。

(午後1時56分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年10月10日

木古内町議会議長 岩館俊幸

署名議員 新井田昭男

署名議員 東出洋一